

光市まちづくり市民協議会について

1 設 置

「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、本協議会を設置する。

2 役 割

(1) 所掌事務

- ア まちづくり全般について意見を述べ、助言すること
- イ 光市総合計画及び新市建設計画の進捗に関すること
- ウ その他市長が必要と認める議題について協議すること

3 委員構成等

- (1) 委員数 39人
- (2) 任 期 3年を超えない範囲で市長が定める期間（平成25年度末までの2年間を想定）

4 会 議

- (1) 市長の求めにより、会長が招集する
- (2) 会長、副会長を互選し、会長が議長となる
- (3) 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課が行う

【参 考】

※委員数は設置時のもの

	任 期	委員数	主な役割
第1期まちづくり市民協議会	H17.8～H19.7	45名	総合計画の策定に関する協議、検討
第2期まちづくり市民協議会	H20.1～H22.3	35名	総合計画の進捗に関する協議、検討
第3期まちづくり市民協議会	H22.10～H24.3	34名	総合計画後期基本計画、都市計画マスタープラン等の策定に関する協議、検討
第4期まちづくり市民協議会	H24.8～H26.3	39名	総合計画の進捗に関する協議、検討

光市まちづくり市民協議会設置要綱

平成 17 年 4 月 1 日

告示第 75 号

(設置)

第 1 条 「市民とともに歩むパートナーシップのまちづくり」の理念を踏まえ、市民の自主、自立を図るとともに市民と行政との「共創・協働」のまちづくりを推進するため、光市まちづくり市民協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 協議会の所掌事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) まちづくり全般について意見を述べ、助言すること。
- (2) 光市総合計画の策定及び新市建設計画の進捗に関し、協議すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める議題について協議すること。

(委員)

第 3 条 協議会は、50 人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各界の有識者
- (2) 市民活動の実践者
- (3) 公募により選出された者
- (4) その他市長が特に必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、3 年を超えない範囲で市長が定める期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、市長の求めにより会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議には、委員のほか必要に応じて会長が認める者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

4 会議は、公開するものとする。

(専門部会)

第 7 条 協議会は、特定の事項を協議するため、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関し必要な事項は、別に定める。

(庶務)

第 8 条 協議会の庶務は、政策企画部企画調整課において処理する。

2 前項の規定にかかわらず、第 2 条第 2 号及び第 3 号の規定により協議等を行うときは、当該議題を所掌する部署が会議の運営を行う。

(その他)

第 9 条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 37 号)

この告示は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年告示第 203 号)

この告示は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

附 則(平成 21 年告示第 64 号)

この告示は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年告示第 76 号)

この告示は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

第4期 光市まちづくり市民協議会委員

	氏名	所属団体等
指名委員	1 池田 芳晴	光市民生委員児童委員協議会会長
	2 磯永 修二	いおき楽々会会長
	3 市來 健之助	光市人権施策推進審議会会長
	4 岩佐 光恵	NPO法人 虹のかけ橋理事長
	5 上田 博幸	光市ボランティア連絡協議会会長
	6 植村 芳弘	光市快適環境づくり推進協議会会長
	7 梅本 貞則	周防中保護区保護司会光支部副支部長
	8 岡村 忠雄	光商工会議所副会頭
	9 沖村 裕子	広報ひかり 市民特派員
	10 加島 実	浅江やろう会会長
	11 川津 勝徳	光市要保護児童対策地域協議会委員
	12 川畑 龍治	社団法人 光青年会議所理事長
	13 河村 聡子	光市母子保健推進員
	14 小林 富江	光市連合婦人会会長
	15 小林 芳恵	光市青少年ボランティア育成協議会企画実行委員
	16 澤井 政一	光市観光協会会長
	17 末永 紀美子	光人形劇協議会会員
	18 谷 チヅ子	光市文化財審議会委員
	19 寺崎 益朗	大和商工会会長
	20 友弘 啓	里の厨運営協議会会長
	21 林 姿万水	光市スポーツ推進委員協議会委員
	22 林 照彦	野尻クラブ副会長
	23 弘 紘一郎	光市公民館連絡協議会副会長
	24 廣段 進	洋菓子店経営
	25 福田 大樹	ニューファーマー（新規就農者）
	26 福原 宣道	光市公民館連絡協議会会長
	27 牧野 義定	ニューフィッシャー（新規就漁者）
	28 増本 佳治	光市老人クラブ連合会会長
	29 元森 巖	高野ふるさと保存会会長
	30 山根 明子	光市男女共同参画推進ネットワーク委員
	31 山本 博司	川口自治会防災部部長
	32 吉廣 幸江	光市環境審議会委員
	33 吉松 克則	光市行政改革市民会議委員
	34 吉村 孝宏	連合山口東部地域協議会・光地区会議議長
公募委員	35 城 彦二郎	
	36 末岡 美由紀	
	37 田沼 一彦	
	38 松岡 秀樹	
	39 守末 道代	

※所属団体等は、委員に指名する際に最も考慮したものを記載